平成２５年（フ）第３６５５号
神奈川県横浜市戸塚区平戸町1174―１―６―306
破産者　張　　亜莉（旧姓清水）
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６５７号
神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3334―１―202
破産者　大和田美江子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０５号
埼玉県さいたま市大宮区下町２丁目73―733
破産者　佐々木康智
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０８号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目430―205
破産者　山寺　美秋
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７２０号
東京都豊島区千早２丁目43―８　大山方
破産者　兼平　圭一
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４０号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目７―１
破産者　鈴木　隆仁
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８０３号
埼玉県三郷市早稲田５丁目21―８
破産者　延足　勝雄
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４号
大分県佐伯市春日町５番31号
破産者　山口建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
埼玉県川口市東領家４丁目13番16号
破産者　有限会社日本メディカルラバー工業
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
神奈川県厚木市妻田西１丁目30番１号
破産者　近代テクノ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０３号
神奈川県厚木市恩名５丁目８番１―701号
破産者　有限会社オーシャン・コースト
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
長野県塩尻市大字宗賀字平出879番地19
破産者　有限会社信友
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１５１号
大阪市中央区南本町３丁目２番12号
破産者　株式会社天徳
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５２号
大阪市浪速区日本橋西１丁目５番５号
破産者　有限会社天徳商事
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３５号
大阪府八尾市中田３丁目41番地
破産者　株式会社コジマ建設
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０６号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目７番地
破産者　株式会社カイ住宅建設
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１１号
大阪市都島区高倉町３丁目13番３号
破産者　株式会社片山工務店
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７５号
大阪市西成区太子１丁目２番９号
破産者　協和温調株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８６号
大阪府東大阪市加納３丁目12番17号
破産者　加納発條株式会社
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６号
大阪市西区新町１丁目25―18　サンタンビル304号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目５番８号
破産者　株式会社エムワイ
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６３号
京都府八幡市戸津堂田53番地
破産者　有限会社紀州精工
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５６号
大阪府摂津市鳥飼中３丁目２番19号
破産者　有限会社ティー・アクション
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８号
群馬県前橋市駒形町821番地98
破産者　有限会社ＧＩＦＴＥＤＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係